

「インテックス大阪 安全大会2026」協賛規約

※本規約は、本協賛規約の最終改定版となります。

一般財団法人大阪国際経済振興センター（以下、「甲」という。）、協賛申込者（以下、「乙」という。）は、令和8年(2026年)8月4日(火)に開催する「インテックス大阪 安全大会 2026」（以下、「本大会」という。）協賛にあたり、本協賛契約条項を遵守し、契約を締結する。

■協賛申込期限

第1条 乙は令和8年(2026年)6月30日(火)までに甲に対して所定の協賛申込書を提出（上記 E-mailを通じた送信を含む。以下同じ。）し、甲がこれを受領した時をもって本協賛契約条項に基づく協賛申込および契約申込が行われたものとする。
第2条 甲は、第4条に定める協賛出展規模の申込を承諾した旨、第8条に定める共同協賛出展を承諾する場合はその旨を協賛申込承諾書にて乙にE-mailにて通知する。

■協賛金

第3条 通常申込時の協賛金は、協賛申込書に定型で印字記載されているとおりとする。
第4条 前項の各料金に含まれるもの及び含まれないものについては、協賛出展案内に記載のとおりとする。
第5条 甲は、第4条に定める協賛出展規模、第8条に定める共同協賛出展の諾否に基づき協賛金を乙に対しE-mailにて請求する。
第6条 乙は甲が請求する協賛金を、請求書に記載する期日又は次条2項に記載する期日のいずれか早い期日までに所定の振込先へ支払わなければならない。

■協賛金支払

第3条 前条3項の甲の請求に基づき、乙は下記に記載の振込先に前条4項の期日までに支払わなければならない。

振込銀行：池田泉州銀行／本店営業部
預金科目：普通預金
口座番号：29370
口座名義：一般財団法人大阪国際経済振興センター
銀行住所：〒530-0013 大阪市北区茶屋町18-14

2. 最終支払締切日は以下の通りとする。
支払期日：令和8年(2026年)7月31日(金)
3. 支払方法：日本円にて銀行振込（振込手数料は乙負担とする）

■協賛出展規模および協賛出展場所

第4条 乙は協賛出展規模は、乙が所定の協賛申込書に記載する希望小間数に基づいて甲が調整し、協賛申込承諾書にて乙にE-mailにて通知する規模とする。また、協賛出展場所については甲が行う小間割当によって決定する。小間割当決定後、甲は乙に対して協賛出展場所を通知する。この協賛出展規模および協賛出展場所について、乙は甲に対して異議・変更の申し出を行うことは出来ない。（以下、この協賛出展規模と協賛出展場所を「協賛出展スペース」という。）

■契約の成立および協賛出展スペースの使用権

第5条 甲が第1条2項に定める承諾した旨を協賛申込承諾書にて乙にE-mailにて通知した時をもって、甲が第2条4項に定める期日までに乙からの協賛金の完納を確認できた時をもって、乙は協賛出展者として協賛出展スペースの使用権を取得する。なお、協賛金入金後に乙が協賛申込取消を書面で行い甲がこれを承認した場合、または乙が第2条4項の期日までに協賛金を入金しない場合、或いは、甲の請求書の内容に合致しない場合は、協賛契約は何らの意思表示なく当然に解除となり、乙は協賛出展スペースの使用権を取得しなかったものとする。また、この場合理由のいかんにかかわらず、甲は乙に対して既納の料金を返金しない。

■協賛出展スペースの使用期間

第6条 乙の協賛出展スペースの使用期間は、令和8年(2026年)8月4日(火)の会期中および会期前後の期間のうち、甲が別途乙に対して通知する搬入開始日時から搬出終了日時までの期間とする。なお、期間満了前であっても乙が第18条に定める原状回復したものと甲がみなした場合、乙はその使用権を失う。

■協賛出展スペースの譲渡等の禁止

第7条 乙は協賛出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に対して担保に供し、譲渡し、貸し与、もしくは使用させ、または協賛出展者相互間で交換することはできない。ただし、事前に甲に書面で届けてその承諾を得た場合は、共同協賛出展者または内部協賛出展者に対して協賛出展スペースの一部を使用させることができる。

■共同協賛出展者

第8条 乙が甲に対して提出する所定の協賛申込書に共同協賛出展者を記入し、甲が承諾した場合は、乙は協賛出展スペースを当該共同協賛出展者（最大2名まで）と共同で使用し、または一部を当該共同協賛出展者に使用させることができる。但し、乙は、自らも協賛出展スペースを使用することし、協賛出展スペースの全てを当該共同協賛出展者に単独で使用することとはできない。

第9条 前項本文の場合において、共同協賛出展者の行為は乙の行為とみなし、乙は共同協賛出展者の行為について一切の責任を負うものとする。

■協賛契約の解除・変更

第9条 乙は協賛契約を解除・変更することはできない。ただし甲に書面にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではない。乙が契約を解除する場合、甲は乙に既納の協賛金およびその他の各種料金を返金しない。また、契約変更により既納の料金の減額が生じた場合においても、甲は乙に減額分を返金しない。

第10条 乙が下記の各号のいずれかに該当する場合、甲は何らの催告なく協賛契約を解除・変更することができる。この場合、甲は乙に既納の料金を返金しない。また、これにより乙（共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

- 本大会の開催趣旨に反する恐れがあるものと認められる場合
 - 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるものと認められる場合
 - 他の協賛出展者に不都合が生じる恐れがあるものと認められる場合
 - 会場となる建物またはその設備に損害を与え恐れがあるものと認められる場合
 - 暴力団員、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係 企業、総合屋、社会運動等標榜ゴロ等（総称して「反社会的勢力」という。）と判明した場合や本展示会にふさわしくないと甲が判断した場合
 - 協賛申込書に虚偽の記載をしていた場合
 - 協賛申込書の記載事項に変更が発生し、甲の承諾を得られない場合
 - 本協賛契約条項、および甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」その他の規程に反した場合、または甲の指示に従わない場合
 - 共同協賛出展者または内部協賛出展者が前8号のいずれかに該当する場合
 - その他の本大会の管理、運営上支障があるものと認められる場合
3. 会期中、協賛契約が解除された場合、乙は一切の協賛出展行為を即時中止し、甲の指示に従い直ちに第18条に定める原状回復をしなければならない。

■損害賠償

第10条 前条2項各号の該当及び前条2項による解除によって甲に損害が生じた場合、甲は乙に対してその賠償を請求することができる。

■大会開催の変更および中止

第11条 天災その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって、甲は会期を変更または開催を中止することができる。前項より会期を変更する場合、甲は何らの通知なく協賛契約を変更することができる。乙はこの変更を理由として協賛契約を解除・変更することはできない。なお、甲はこれにより乙（共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

3. 第1項より開催を中止する場合、甲は何らの催告なく協賛契約を解除することができる。甲はこれにより乙（共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

■主催者の管理と免責

第12条 会期および搬入期間中、甲は協賛出展物をはじめとする会場全般の管理および保全について最善の注意を払い、本大会の円滑な運営に努めなければならない。なお、この実施に当り、乙に対し搬入協賛出展示および実演等の中止・制限その他の必要な措置を求めることができる。この場合、乙は必要な措置を即時取らなければならない。

第13条 乙が前項の措置を即時取らない場合、甲は自らの判断により必要な措置をとることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。なお、甲はこれにより乙（共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

3. 甲は、天災その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって乙（共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。）の協賛出展物・装飾物等に生じる損害または盗難等についての責任を一切負わない。

■協賛出展者の管理

第13条 会期および搬入(輸出入を含む)期間中、乙は自らの責任と費用で協賛出展物・装飾物等を管理し、搬入協賛出展示および実演等の際し、本協賛契約条項および甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」その他の規程に基づき、本大会の円滑な運営に努めなければならない。

2. 乙は自らまたはその代理人の不注意、故意、過失等によって甲または第三者に生じる損害等についての責任を一切負わなければならない。

3. 共同協賛出展者および内部協賛出展者については、前2項を準用する。

4. 乙は、前項によって準用される本条第1項または第2項の規定による共同協賛出展者および内部協賛出展者の責任について、共同協賛出展者および内部協賛出展者と連帯してその責任を負わなければならない。

■協賛出展物

第14条 乙は、甲が別途定める協賛出展案内中の協賛出展物を協賛出展対象として指定し、かつ事前に甲の承認を受けた物のみを展示することができる。

2. 乙が前項に違反する物を協賛出展した場合、甲は乙に対し即時撤去を要求することができる。この場合、乙は当該協賛出展物を即時撤去しなければならない。

3. 乙が前項の即時撤去を行わない場合、甲は自らの判断により当該協賛出展物の撤去の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙（共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。）は甲に対してこれについて一切の請求・異議の申し立て等とはできない。また、甲はこれにより乙（共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

■設備使用者に伴う支払義務

第15条 乙は甲が提供する設備またはサービス（以下、これらを「附帯設備等」という。）を必要とする場合、甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」に定める手続きを取り、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならない。また、共同協賛出展者または内部協賛出展者が附帯設備等を必要とする場合、乙がこれに関する一切の手続きと支払いを行わなければならない。

■装飾施工

- 乙は、装飾施工は、乙が自らの責任と費用において協賛出展スペース内で行わなければならない。
- 乙は、装飾施工については甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」に記載する事項を遵守しなければならない。
- 乙が前項に違反する装飾施工をした場合、甲は即時改修を要求することができる。この場合、乙は当該装飾物を即時改修しなければならない。
- 乙が前項の即時改修を行わない場合、甲は自らの判断により当該装飾物の改修の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙（共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。）に生じる損害等についての責任を一切負わない。

■立ち入り点検

第17条 甲またはその代理人は会場における保安・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで協賛出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置を取ることができる。ただし、緊急等により甲があらかじめ乙に通知することができない場合、事後の報告をもって足りることとする。

2. 前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

■原状回復

第18条 協賛出展スペースの使用期間が満了するまでに、乙は自らの費用で協賛出展スペース内の協賛出展物・装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、協賛出展スペースを原状に回復して甲に返渡（以下、これらを「原状回復」という。）しなければならない。

- 使用期間中に第9条または第11条により協賛契約が解除された場合、乙は直ちに前項の原状回復をしなければならない。
- 乙が前2項の原状回復をしなかった場合、甲は協賛出展スペース内の協賛出展物・装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分することができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙（共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。）は甲に対してこれについての一切の請求・異議の申し立て等とはできない。
- 乙（共同協賛出展者および内部協賛出展者を含む。）は、協賛出展スペースの原状回復にあたって、甲に対して協賛出展物・装飾物その他の物件の買取り、移転料その他の請求は一切できない。

■禁止事項

- 第19条 乙は次の行為をすることはできない。
 - 協賛出展物を売却すること。（協賛出展物に関連する書籍類他甲が認めるものは除く。）
 - 会場の建物および敷地内において、協賛出展スペース以外で協賛出展物の展示もしくは装飾施工またはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場合、この限りではない。
 - 他の協賛出展者や来場者ならびに甲に迷惑となる行為を行うこと。
 - 協賛出展スペースを含む会場の建物・設備もしくは敷地に損害を及ぼす様な行為を行うこと。
 - 協賛契約上の権利を第三者に対して譲渡または担保に供すること。
 - 本協賛契約条項、および甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」その他の規程において禁止された行為を行うこと。

■規程の遵守

第20条 乙は本協賛契約条項、および甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」その他の規程等を遵守しなければならない。また、甲はやむを得ない事情により諸規程を変更することができる。乙はあらかじめ乙に同意し、変更後の新規規程を遵守しなければならない。

■補償

第21条 乙が他社展示ブース、甲の運営設備、会場設備または人身等に損害を与えた場合は、その補償は乙の責任とする。甲は一切責任を負わない。

■その他

第22条 本協賛契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める「協賛出展者マニュアル」等の規程によるものとする。その他の定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲の決定するところによるものとし、これを乙に通知する。

■管轄裁判所

第23条 甲および乙が本協賛契約から生ずる全ての紛争について、大阪地方裁判所を第一審の専断的管轄裁判所とすることに合意する。この場合、規程の解釈に当たってはすべて日本語の規程および日本の法規に従うものとする。